

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和 51 年 3 月 31 日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第 2 条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

## (公表事項等)

第 3 条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第 1 号） ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所の配置図</li> <li>・発電所の基本系統図</li> <li>・専門用語等の解説</li> <li>・周辺環境放射線調査結果</li> </ul>	①お知らせ（様式第 2 号） ②四国電力㈱からの報告

## (公表方法)

第 4 条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

## (公表時期)

第 5 条 公表時期は、別表のとおりとする。

## (その他)

第 6 条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

- 附 則 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 16 年 9 月 9 日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則	この要領は、平成23年 6 月16日から施行する。
附 則	この要領は、平成24年 9 月19日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年 7 月 7 日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年10月30日から施行する。
附 則	この要領は、平成30年 5 月23日から施行する。
附 則	この要領は、令和元年 6 月18日から施行する。
附 則	この要領は、令和 2 年10月16日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年10月 5 日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年12月20日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

種類	区分	内 容	公 表 時 期*	
			報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音が発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)
に係るもの 核物質防護	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに

※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。

- ・特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合
- ・特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合等

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生(通報)年月日	県公表年月日	異常の概要	国の報告対象	県の公表区分	号機別	管理区域	異常の種類
令和4年4月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 0	PP: 0	計: 1
1	R4.4.3	R4.4.4	原子炉建屋内の火災感知器の不具合	無	B	3	内	設備故障
令和4年5月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 1	PP: 0	計: 1
2	R4.5.4	R4.6.10	風向風速計変換器の不具合	無	C	-	外	設備故障
令和4年6月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 6	PP: 0	計: 6
3	R4.6.13	R4.7.11	エタノールアミン排水処理装置の電解槽供給ポンプの不具合	無	C	3	外	設備故障
4	R4.6.14	R4.7.11	地震の観測(1号機:2ガル、2号機:2ガル)	無	C	12	-	地震観測
5	R4.6.25	R4.7.11	空冷式非常用発電装置の充電器の不具合	無	C	3	外	設備故障
6	R4.6.25	R4.7.11	高圧圧縮棟の空調用冷水コイルユニットからの水漏れ	無	C	123	外	設備故障
7	R4.6.27	R4.7.11	主変圧器及び所内変圧器の保護継電装置の不具合	無	C	3	外	設備故障
8	R4.6.29	R4.7.11	作業員の負傷	無	C	-	外	負傷等
令和4年7月の通報連絡件数				A: 0	B: 2	C: 2	PP: 0	計: 4
9	R4.7.2	R4.8.10	制御棒制御盤の異常信号の発信	無	C	3	外	設備故障
10	R4.7.7	R4.7.8	特定重大事故等対処施設の計装設備の不具合	無	B	3	内	設備故障
11	R4.7.19	R4.8.10	モニタリングポスト等の指示上昇	無	C	-	外	自然変動
12	R4.7.21	R4.7.22	海水ポンプ軸受潤滑水の配管清掃に伴う運転上の制限の逸脱	無	B	3	外	その他
令和4年8月の通報連絡件数				A: 6	B: 0	C: 2	PP: 0	計: 8
13	R4.8.3	R4.9.12	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
14	R4.8.7	R4.9.12	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
15	R4.8.7	R4.8.7	協会社従業員の新型コロナウイルス2次感染	無	A	-	外	その他
16	R4.8.10	R4.8.10	協会社従業員の新型コロナウイルス2次感染(1事例目)	無	A	-	外	その他
17	R4.8.10	R4.8.10	協会社従業員の新型コロナウイルス2次感染(2事例目)	無	A	-	外	その他
18	R4.8.10	R4.8.10	協会社従業員の新型コロナウイルス2次感染(3事例目)	無	A	-	外	その他
19	R4.8.12	R4.8.12	四国電力社員の新型コロナウイルス2次感染	無	A	-	外	その他
20	R4.8.31	R4.8.31	作業員の救急搬送	無	A	-	外	その他
令和4年9月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 0	PP: 0	計: 0
令和4年10月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 0	PP: 0	計: 0
令和4年11月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 0	PP: 0	計: 0
令和4年12月の通報連絡件数				A: 1	B: 0	C: 1	PP: 0	計: 2
21	R4.12.21	R4.12.21	作業員の救急搬送	無	A	-	外	その他
22	R4.12.26	R5.1.10	ルースパーツモニタ装置の異常信号の発信	無	C	3	外	設備故障
令和5年1月の通報連絡件数				A: 0	B: 0	C: 3	PP: 0	計: 3
23	R5.1.19	R5.2.10	中央制御室の書類の焦げ跡	無	C	3	外	設備故障
24	R5.1.21	R5.2.10	作業員の負傷	無	C	-	外	負傷等
25	R5.1.24	R5.2.10	ルースパーツモニタ装置の異常信号の発信	無	C	3	外	設備故障
令和5年2月の通報連絡件数				A: 2	B: 0	C: 0	PP: 0	計: 2
26	R5.2.6	R5.2.6	従業員の救急搬送	無	A	-	外	その他
27	R5.2.18	R5.2.21	作業員の負傷	有 <sup>注1</sup>	A	3	内	負傷等
令和5年3月の通報連絡件数				A: 0	B: 1	C: 3	PP: 0	計: 4
28	R5.3.1	R5.4.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
29	R5.3.6	R5.4.10	作業員の体調不良	無	C	-	外	その他
30	R5.3.15	R5.3.15	燃料検査ビットにおける水中テレビカメラの不具合	無	B	3	内	設備故障
31	R5.3.15	R5.4.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
令和4年度合計				A: 9	B: 4	C: 18	PP: 0	計: 31

注1:労働安全衛生法に基づく報告

(参考)伊方発電所からの異常時通報連絡状況

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
A	-	5	3	5	7	9	5	7	2	9	4	2	1	2	1	8	1	1	5	6	3	7
B	-	6	10	11	8	7	5	11	5	8	11	5	2	3	2	0	3	4	3	4	2	4
C	-	29	33	30	35	23	23	30	26	30	29	26	18	12	17	24	19	15	14	20	13	17
PP	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
合計	64	40	46	46	50	39	33	48	33	47	44	33	21	17	20	32	23	20	22	30	18	28

年度	令和4年度												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
A	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0	2	0	9
B	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4
C	0	1	6	2	2	0	0	0	1	3	0	3	18
PP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	6	4	8	0	0	0	2	3	2	4	31

資料 9 - 3 環境放射線測定地点及び試料採取地点図

図 1 ~ 7 のとおり。

項 目	愛媛県	四国電力(株)
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント (積算線量)、定期測定地点 (線量率)	□	○

(参考) 図中の番号は、地点番号を示す。  
線量率と積算線量で地点が若干異なる場合には、線量率の測定地点を示した。

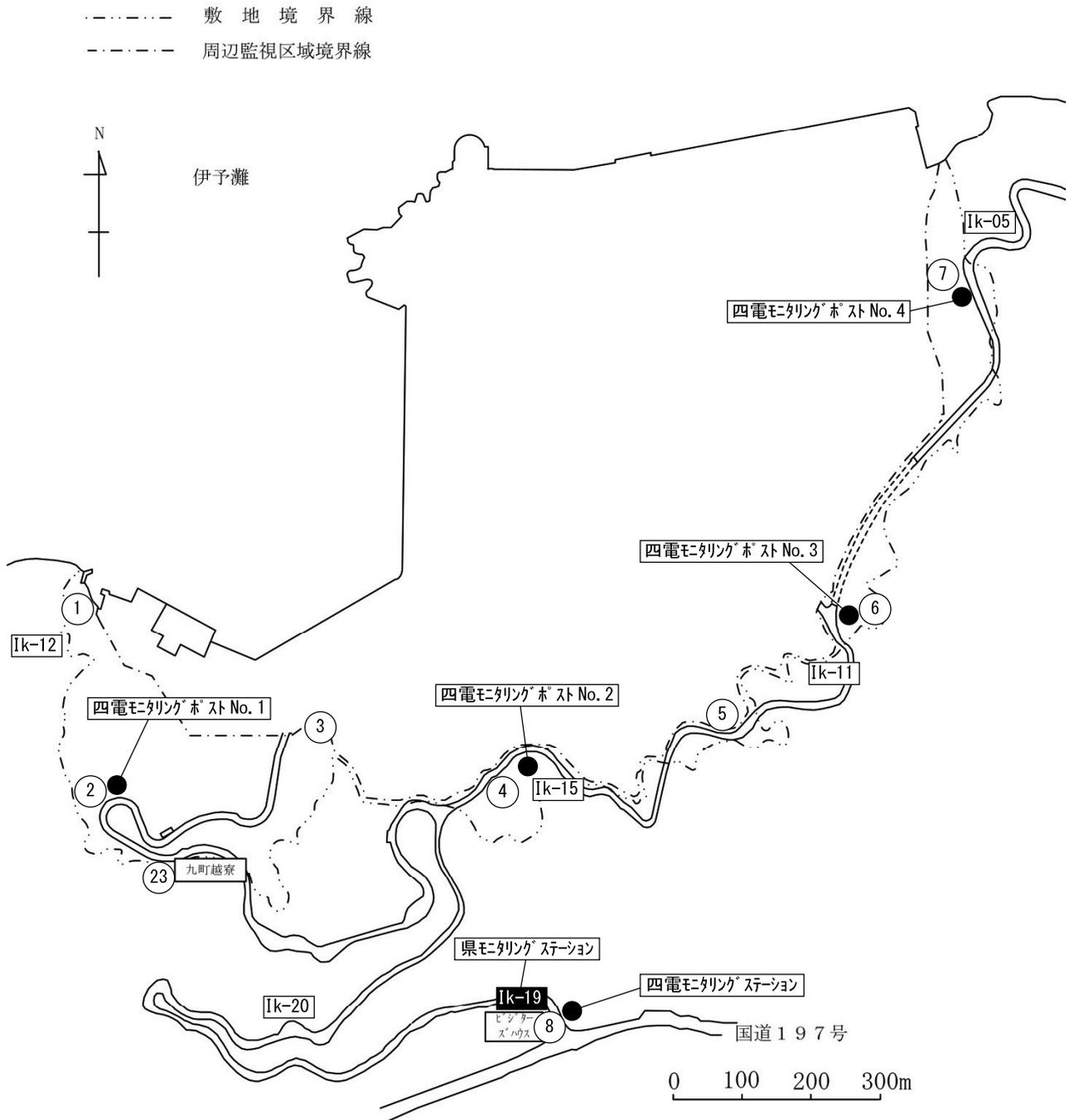


図 1 空間放射線 調査地点図 (発電所周辺)

項目	愛媛県	四国電力㈱
大気試料、環境試料、排水	□	○

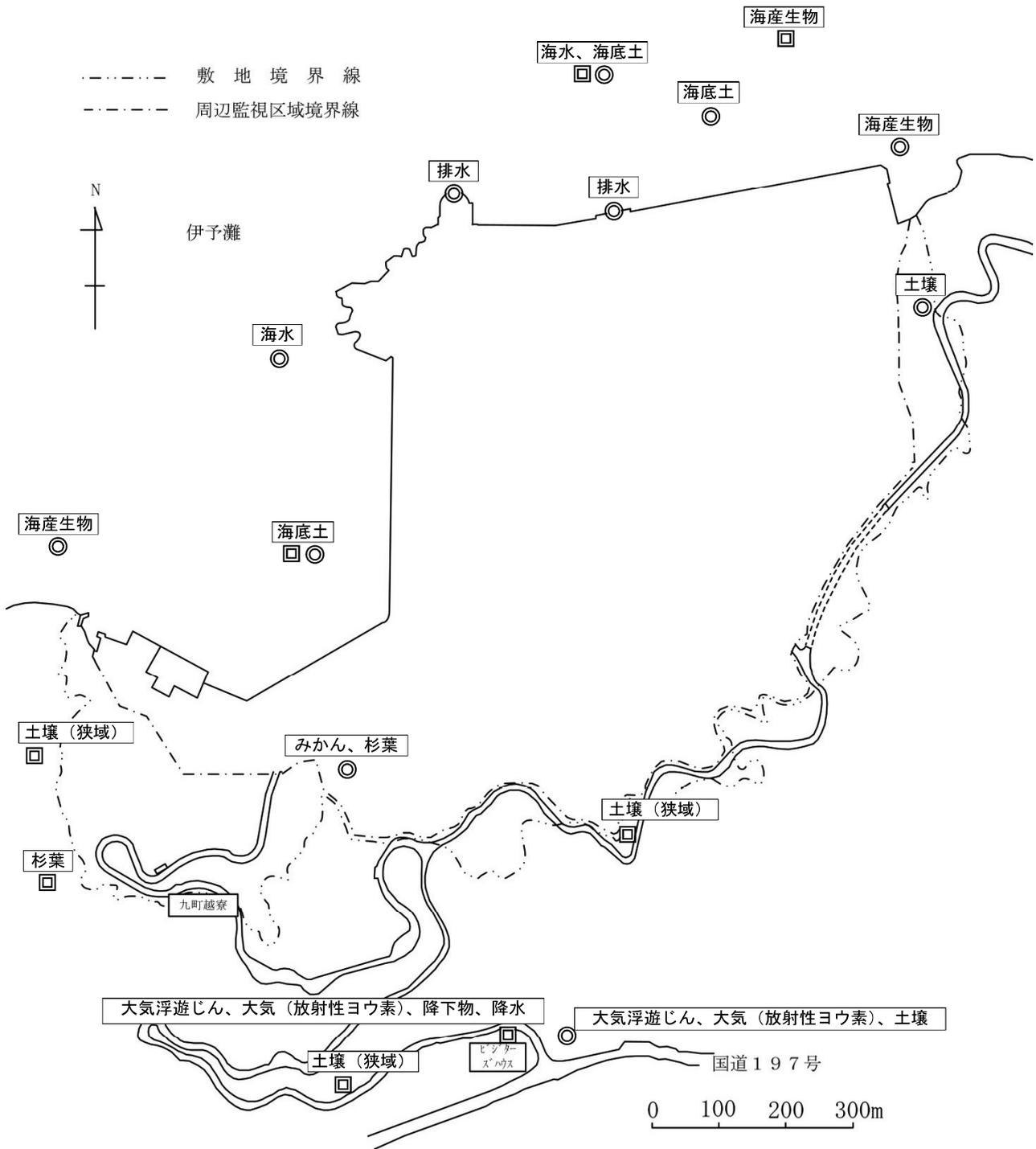


図2 大気試料、環境試料、排水 調査地点図（発電所周辺）

項 目	愛媛県	四国電力株
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）、定期測定地点（線量率）	□	○

(参考) 図中の番号は、地点番号を示す。

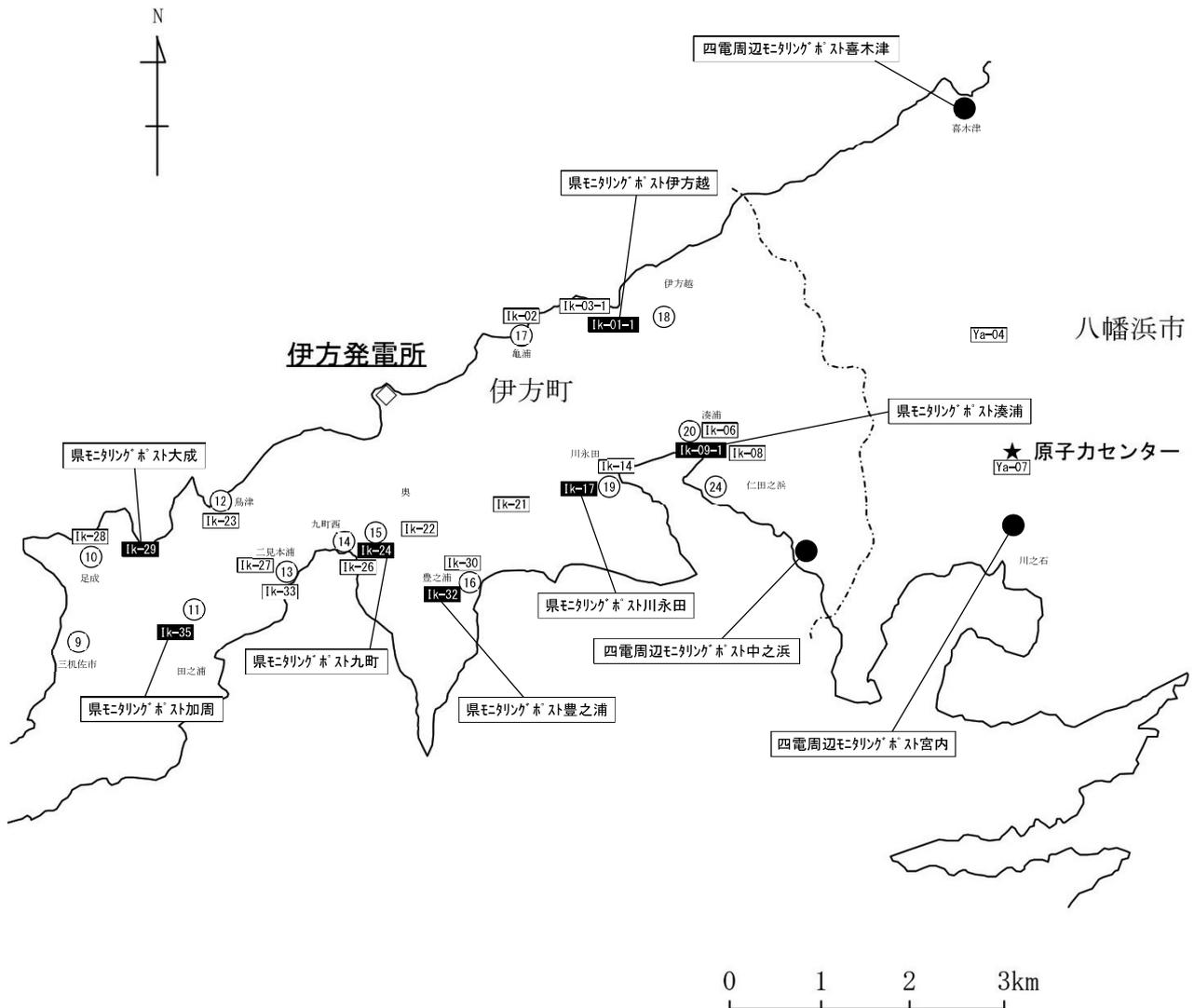


図3 空間放射線 調査地点図（伊方町周辺）

項目	愛媛県	四国電力株
大気試料、環境試料	□	◎

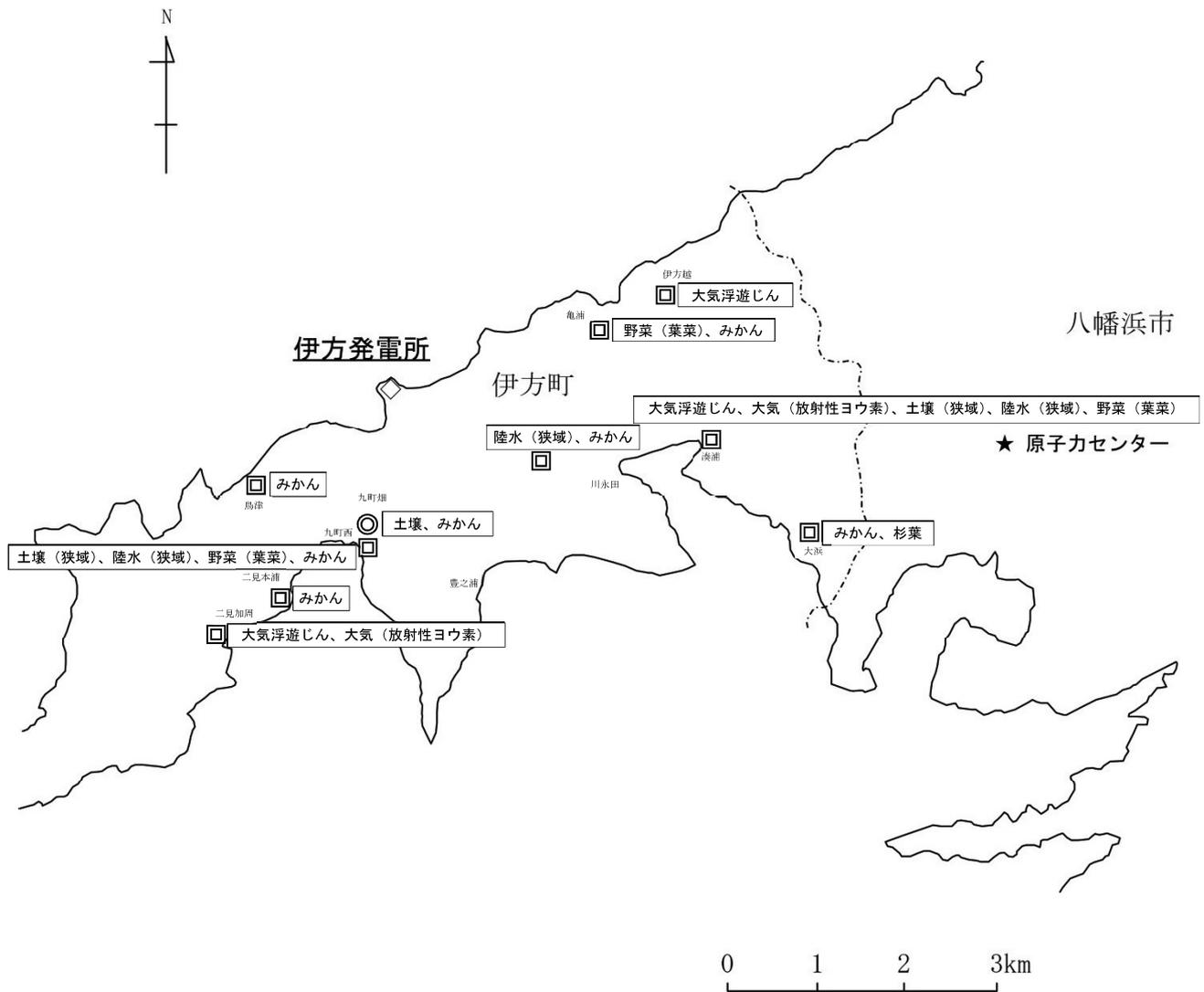


図4 大気試料、環境試料 調査地点図 (伊方町周辺)

項 目	愛媛県	四国電力株
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）、定期測定地点（線量率）	□	○

(参考) 図中の番号は、地点番号を示す。

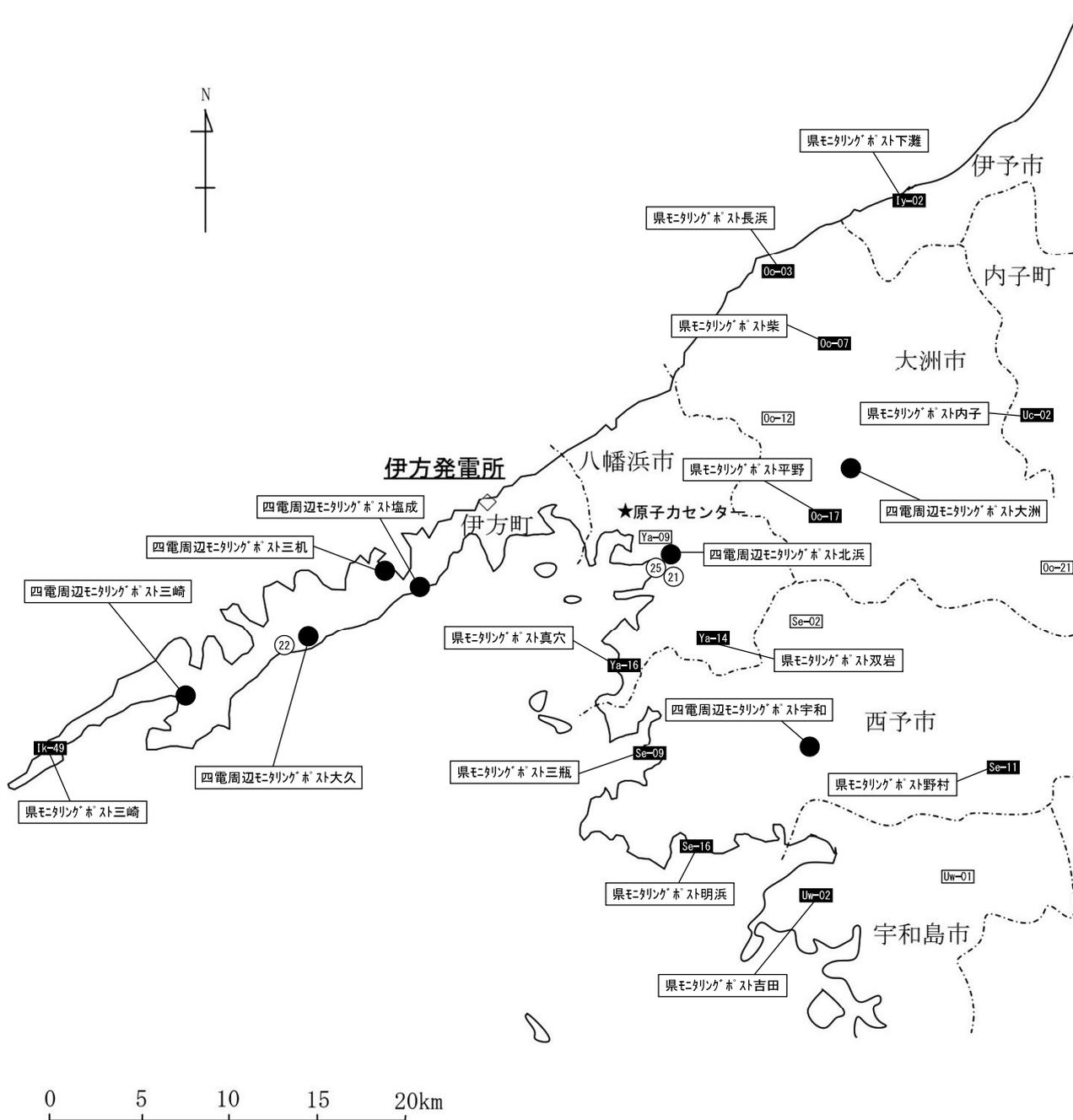


図5 空間放射線 調査地点図（広域）

項 目	愛媛県
環境試料	□

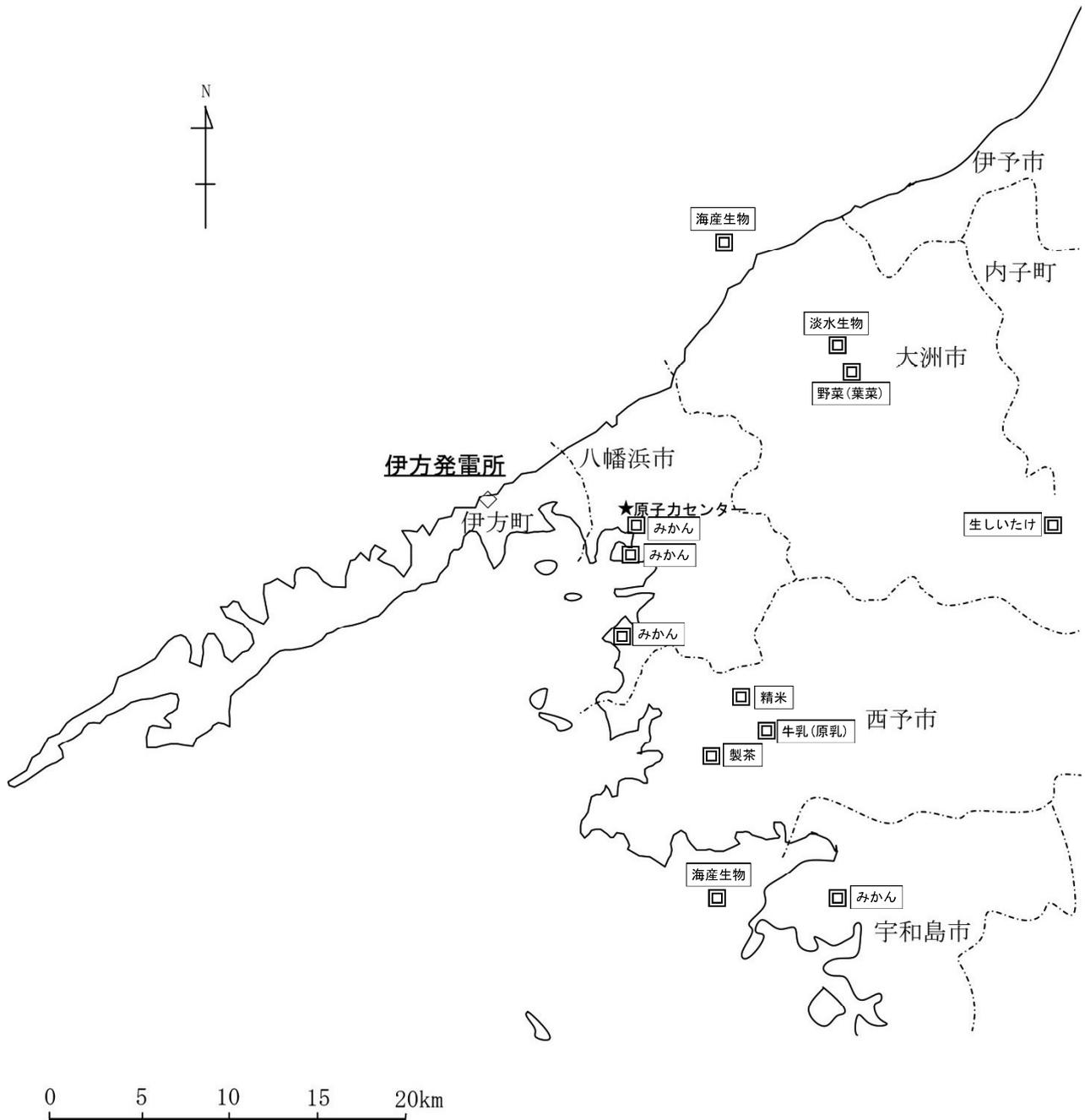


図6 環境試料 調査地点図 (広域)

項目	愛媛県
土壌 (広域)	◆
陸水 (広域)	◎



図7 土壌 (広域) ・陸水 (広域) 調査地点図